



Q

**突然、内定を取り消されてしまった。
これっていいの？**



A 会社は簡単に内定を取り消すことはできません。

内定を取り消すためには、社会の常識にかなう納得のできる理由が必要です(例: 学校を卒業できない、履歴書の不実記載、企業の経営状況の悪化など、内定時に予測できなかった重大な理由)。

特に経営状況の悪化を理由とする場合は、会社として最大限の経営努力を行い、内定取り消しを防がなければなりません。

解説コーナー

働くときの約束事 労働条件通知書 ってなに？

働くことが決まったら、会社(使用者)は労働者(アルバイトも含む)に、働く条件を書面(労働条件通知書)で明示することが決められています。書面の条件が求人票・求人広告や募集要項と違ってないか、確認しましょう。

明示義務のある重要項目

- 働く期間(契約はいつから、いつまでか)
- 働く場所・仕事内容(どこでどんな仕事をするのか)
- 働く時間・休みの日(就業時間、残業の有無、休憩時間、休日など)
- 給料(賃金の決定、計算と支払い方法、締切と支払日)
- 退職に関すること(解雇の事由を含む、辞めるときのきまり)

※有期労働契約の場合は、上記項目に加えて他にも明示すべき項目が決められています。

この項目は必ず書面に書かれてるよ!



休みの日、給料
退職に関すること



労働契約を結ぶ時にもらった書類は、トラブルになったときの証拠にもなるよ。きちんと保管しておこうね!



連合HPで掲載中!

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめたスターBOOKをぜひ活用ください。

次回は
2017年11月23日



ワークルール検定に挑戦しよう

労働基準法や労働組合法などの法律や、ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。厚労省も後援。

<http://workrule-kentei.jp/>

このページは連合HPでも配信中!
PDF 皆さんもお使いください。

仕事での不安や悩みは、職場の労働組合に相談しましょう。職場に労働組合がない場合は、フリーダイヤル いこうよ れんごうに「連合 なんでも労働相談ダイヤル(0120-154-052)」にご相談ください。